

「令和7年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和7年4月9日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
1	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	本契約における施設は西部工場の1施設のみになります。現在の電力供給会社は「株式会社新出光」、計量日は月末の24時です。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	仕様書2. (4) のとおりです。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	仕様書2. (2) 及び表で示す「西部工場月別予定使用電力量」のとおりです。
4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書(別紙3) 第2の3及び第3の3のとおりです。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)。	仕様書2. (2) ウのとおりです。
6	予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。	ホームページ掲載の様式集(様式第3号)を利用してください。
7	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	様式第3号の中で選択してください。
8	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	様式第3号の注釈をご覧ください。
9	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	可能です。
10	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。
11	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
12	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますが、ご了承いただけますでしょうか。	契約書(別表第1)のとおりです。
13	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。	電子請求書で対応可能です。
15	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご了承いただけますでしょうか。	契約書第9条第3項のとおりです。
16	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。
17	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
18	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
19	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書は翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
20	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書別紙「電気料金の算定方法に関する特約条項」(3) のとおりです。
21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
22	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書第10条のとおりです。
23	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合) 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	変更予定はありません。
24	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
25	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：1,800kW(常用：500kW、産業用自家発補給電力：1,300kW) 最大需要電力実績：2024年10月 1,416kW
26	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	契約電力に相違ありません。
27	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	その認識で差し支えありません。
28	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い(どちらでも可)」という認識でお間違いございませんか?	仕様書2. の頭書をご覧ください。
29	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値発行に関して、供給期間分まとめた発行となり供給期間が終了する日までに送付することはできませんがよろしいでしょうか。	問題ありません。

「令和7年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和7年4月9日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
30	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値（確約する値ではございません）であれば供給期間が終了する日までに送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	提出期限の令和8年10月末日時点で暫定値が提出可能な場合は、暫定値を提出し、確定値の提出が可能になった時点で速やかに提出ください。
31	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 例） 契約期間：2025年4月～2026年3月→ 2026年8月以降に1年分発行 契約期間：2024年11月～2025年10月→ 2025年8月以降に5ヵ月分（2024年11月～2025年3月分） 2026年8月以降に7ヵ月分（2025年4月～2025年10月分）	提出期限の令和8年10月末日時点で暫定値が提出可能な場合は、暫定値を提出し、確定値の提出が可能になった時点で速やかに提出ください。
32	仕様書の2・仕様（10）再生可能エネルギー由来電力の確認資料には「令和8年10月末日までに、供給電源元情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙特定電源割当証明書を市に提出すること」とありますが必須要件となりますでしょうか。	必須要件となります。
33	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	詳細を協議の上、判断します。
34	「30分値データ」等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	30分値データは保有しています。
35	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	対応可能ですが、詳細を協議の上、判断します。
36	福岡市契約事務規則第7条第2号の入札保証金の免除についてですが、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須となりますでしょうか。免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	入札保証金を免除とすることがあるのは、以下の通りです。 ①入札参加者が登録業者であるとき ②入札参加者が履行実績を有する者であるとき なお、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングは、入札保証金が必要な方に通知します。
37	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	ありません。
38	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	ありません。
39	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
40	開札結果については開札日（あるいは翌日）にFAXかメール等でご連絡をいただけるという認識でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
41	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能です。
42	現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。	「株式会社新出光」です。
43	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替することはありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	現契約は新電力になります。仕様書2.（4）のとおり、設置有となります。
44	現在の計量日を教えてください。	月末の24時です。
45	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	問題ありません。
46	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	問題ありません。
47	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
48	弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は半額算定しております。 内訳書は未使用時の単価を設定する様式となっておりますが、実際の請求料金は、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。 ＜計算式＞ 基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×0.5	問題ありません。
49	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	問題ありません。
50	現在の契約電力を教えてください。仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	仕様書2.（2）アと相違ありません。契約電力の変更予定はありません。

「令和7年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和7年4月9日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
51	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	契約書別紙「電気料金の算定方法に関する特約条項」3のとおりです。
52	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	分担はありません。
53	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事で、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇〇円）を固定するお願いではありません。	契約書別紙「電気料金の算定方法に関する特約条項」（3）のとおりです。
54	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約書第10条のとおりです。
55	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約書第10条のとおりです。
56	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書第23条第2項のとおりです。
57	仕様書2に供給する電気の電力構成について記載がありますが、弊社は、主にLNG発電所等の電気に非FIT非化石証書（再エネ指定）またはFIT非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
58	仕様書2（10）再生可能エネルギー電気の確認資料は「令和8年10月末日まで～提出すること」と記載がありますが、弊社は年度ごとの提出となります。また、弊社内事務処理等のため、年度終了後2～3か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。 1回目：R8年7月末日までの提出 2回目：R9年7月末日までの提出	提出期限の令和8年10月末日時点で暫定値が提出可能な場合は、暫定値を提出し、確定値の提出が可能になった時点で速やかに提出ください。
59	非化石証書の写しの提出は年度ごとの提出となります。年度終了後7月末日までに、二度に分けての提出となりますがご了承いただけますでしょうか 1回目：R8年7月末日までの提出 2回目：R9年7月末日までの提出	提出期限の令和8年10月末日時点で暫定値が提出可能な場合は、暫定値を提出し、確定値の提出が可能になった時点で速やかに提出ください。
60	入札書を郵送しますが、二重封筒の認識でよろしいでしょうか。 入札参加者心得第3の5に記載の内容は内封筒（入札書を入れる封筒）、外封筒とも同様でしょうか。	二重封筒の指定はありません。 入札参加者心得第3の5の内容は外封筒についての記載になります。
61	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。
62	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのとして後日料金を精算することは可能ですか。	契約書第20条のとおりです。
63	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	工事予定はありません。
64	電力供給契約書第7条2で「計量した使用量を発注者に通知しなければならない」とありますが、弊社落札した場合、送配電事業者から使用量を通知された後、請求書送付により通知、また使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをご利用いただくことでよろしいでしょうか。	問題ありません。
65	自家発補給電力の未使用時基本料金単価について、入札金額内訳書は未使用時の単価を設定する様式となっておりますが、実際の請求料金は、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。 ＜計算式＞ 自家発補給電力基本料金（未使用時）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×未使用時倍率（％）	問題ありません。
66	自家発補給電力契約について、定期検査時期は10月とのことですが、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。具体的には、定期検査をピーク期（7～9月の平日および12～2月の平日）以外にさせていただくことは可能でしょうか。	定期検査時期は10月から変更はありません。
67	自家発補給電力の利用目的を教えてください。また、（常に活用する、非常用、ピークカット用など）	施設利用電力を発電電力で賄うことができない場合に利用します。

「令和7年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和7年4月9日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
68	入札内訳書（様式第3号）を作成する際、注8の通り「電力量料金単価と非化石価値（再エネ指定）付加料金単価を分けて記載できない場合は、電力量料金単価へ記載」とあるように、両方を合計した金額を電力量料金単価として内訳書を作成いたしますが、契約単価についても、非化石価値（再エネ指定）付加料金単価を含めた金額を電力量料金単価とし、請求書についても非化石価値（再エネ指定）付加料金単価を含めた電力量料金単価で計算させていただくことでよろしいでしょうか。	問題ありません。
69	仕様書2.（6）の計量地点ですが、自己託送による供給ということでしょうか。	自己託送による供給はありません。（西部工場において、自己託送による受電実績はありません。）
70	落札者の決定は、開札日から何日後になりますでしょうか。	早ければ当日に通知させていただきます。
71	電気の切替締切日まで日数が少ないため、開札日の後2営業日以内に、電気の切替手続き書類をご提出いただくことはできますでしょうか。	可能です。
72	開札結果について、公開範囲を教えてくださいませんか。	入札参加者全員となります。
73	入札保証金の全部又は一部の納付の免除に関し、「福岡市契約事務規則第7条に該当」とのことですが、保険会社と福岡市様を被保険者とする保険締結の場合、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を保証する保証書の提示をもって全額免除可能、との理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
74	入札保証金の納付は、保険会社と福岡市様を被保険者とする入札保証保険締結で実施予定です。入札説明書の条件を満たす入札保証保険期間の設定は、入札日から供給開始前日の令和7年5月8日から令和7年5月31日までと考えてよろしいでしょうか。	令和7年5月8日から令和7年5月29日までです。
75	電力量料金単価の設定に対し、日本卸電力取引所（JEPX）スポット市場エリアプライスの30分毎単価と連動する市場連動型プランのご提案は可能でしょうか。 可能な場合、様式第3号に電力量料金単価を入力することになっていますが、市場連動型プランの場合、毎月のスポット市場エリアプライスの30分毎単価と連動するため弊社様式による内訳資料の提出は可能でしょうか。	不可です。
76	自家発補給電力を使用する場合、あらかじめ使用開始時刻と使用休止時刻を当社に通知頂くことは可能でしょうか。 （なお、事故、その他やむを得ない場合、使用開始後に当社に通知いただければ結構です。）	可能です。
77	落札候補者となった場合、電力小売会社切替え作業を行うため、切替えに必要な情報（電気主任技術者等のお客様情報）を5月13日目途にご提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。
78	予定使用電力量について、30分毎のデータをいただくことは可能でしょうか。	予定使用電力量について30分毎のデータ作成は行っておりません。
79	基本料金単価・従量料金単価・非化石価値付加単価など、各単価に最低価格はありますでしょうか。	最低価格ははありません。
80	特定電源割当証明書に記載ある「3. 供給元電源情報」は、電力供給に関し、受注者が発注者様へ提供した再生可能エネルギー価値の由来となる非化石証書等の電源種や発電所情報（トラッキング先）を記載する理解でよろしいでしょうか。 また証書等のトラッキング先が複数となる場合、別途一覧資料の提供でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
81	利用できる環境証書は、FIT非化石証書・非FIT非化石証書（再エネ指定あり）・グリーン電力証書・J-クレジット（再エネ電力）、の理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
82	供給電力に関し「供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とする」とのことですが、発注者様からの電源構成の特定はなく、当該設備の受電量に対し質問書No81の証書等を活用し排出係数を0にすることで、「供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とする」を満たすという理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
83	電力料金の請求書発行は毎月15日まででよろしいでしょうか。また請求書は郵送ではなく、発注者様にて請求書をダウンロード可能な弊社システム上への掲載でもよろしいでしょうか。	掲載した旨の連絡を頂けるのであれば問題ありません。
84	契約後、受注者が発注者様へ提供する資料は、毎月の電力量金請求書および再生可能エネルギー電気の確認資料である「特定電源割当証明書」の2点という認識でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
85	資料中の「使用電力量計上の考え方」に示す当該施設で受電が発生した場合、電力量料金の算定は自家発補給電力の電力量料金単価で計算し、自家発補給契約の契約電力を超えた使用量については常時契約の電力量料金単価で計算するという理解でよろしいでしょうか。	受注者の定める標準供給条件によります。
86	未使用時の自家発補給基本料金の計算式は「契約電力×自家発補給基本料金単価×未使用割引率」で計算すればよいのか。	指定はありません。
87	未使用時の常時電力基本料金の計算式は「契約電力×自家発補給基本料金単価×未使用割引率」で計算すればよいのか。	指定はありません。